第 2 回

八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町 合併検討協議会

会 議 録

八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町合併検討協議会

会 議 録

会議の名称 八		八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併	検討協議会				
開催日時		平成15年5月29日(木)					
		開会:午後2時00分 閉会:午後3時15分					
開催場所		永源寺町 ふるさと文化体験学習館					
議長氏名		中村功一					
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり					
欠席者氏名		杉山忠蔵(委員) 白木駒治 (幹事) 西村 實(委員) 川戸善男 (幹事) 織田直文(委員) 持田長三郎(幹事) 西田 弘(委員) 上野清司 (幹事) 川瀬重雄(委員)					
	1 協議		2 会議結果				
会	協議第1	1号 合併の方式について	原案可決				
	協議第1	2号 合併の期日について	原案可決				
議	協議第1	3号 新市の名称について	原案可決				
事	2 提案						
	協議第1	4号 新市の事務所の位置について	提案説明				
項	協議第1	5号 一般職の職員の身分の取扱いについて	提案説明				
	協議第1	6号 特別職の身分の取扱いについて	提案説明				
	会議の経過	別添のとおり					
会							
議	別添資料あ	i)					
資							
料							
		会議録の確定					
	確定	年月日 署名押日	J				
		署名委員					
	平成 15.年	吉 澤 克 美 6月9日	ЕП				
		辻 裕 子	印				

出席者名簿

	協議	会				幹事	会 ・事 務 局	
役職	氏名	種別	出欠等	役職	氏	名	職名	出欠等
会長	中村功一	八日市市長			海 外	友 之 進	八日市市助役	
副会長	久 田 元一郎	永源寺町長			奥	善夫	八日市市収入役	
副会長	前 田 清 子	五個荘町長			森 野	才 治	八日市市企画部長	
副会長	権 並 清	愛 東 町 長			池田	晋	永源寺町助役	
副会長	宮部庄七	湖東町長			白 木	駒 治	永源寺町収入役	×
	松下修治	議会推薦		幹事	川戸	善男	永源寺町総務課長	×
	髙村与吉	議会推薦			持 田	長三郎	五 個 荘 町 助 役	×
	吉 澤 克 美	議会推薦			北 川	純 一	五個荘町総務主監	
	高 橋 辰次郎	議会推薦			奥	善一	愛東町助役	
	杉 山 忠 蔵	議会推薦	×		鯰 江	茂 信	愛 東 町 収 入 役	
	西村 實	議会推薦	×		吉岡	登	愛 東 町 合 併 推 進 室 長	
	密 谷 要一郎	議会推薦			野 村	新太郎	湖東町助役	
	植 田 茂太郎	議会推薦			上 野	清 司	湖 東 町 収 入役	×
	小 嶋 柳太郎	議会推薦			高 野	治 幸	湖東町企画財政課長	
	西澤 英治	議会推薦			中嶋	喜 代 志	事 務 局 長	
	織田直文	学識経験者	×	事	小 梶	隆司	総務班主幹	
	西田 弘	学識経験者	×	事務局	北 村	定 男	調整班主幹	
	椙森 幸子	学識経験者						
	武久健三	学識経験者			出席			
	田中敏彦	学識経験者			。 公 原			
委	山 田 儀左衛門	学識経験者			נווו אל			
員	飯 尾 文右衛門	学識経験者						
	市田重太郎	学識経験者						
	小 西 龍 二	学識経験者						
	疋 出 みゑ子	学識経験者						
	足立 進	学識経験者						
	辻 裕子	学識経験者						
	平居貞夫	学識経験者						
	三輪高裕	学識経験者						
	上 川 裕 子	学識経験者						
	川瀬重雄	学識経験者	×					
	川副清厚	学識経験者						
	清水雅晴	学識経験者						
	植田善夫	学 識 経 験 者						
	清水重一	学 識 経 験 者						
	野村 一	学識経験者						
	廣 田 綾 子	学識経験者						

第2回 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会 会議録目次

項目	会 議 事 件 名	頁 数
【協議事項】	開会 あいさつ 会議録署名委員の指名	1 1~2 2
協議第 11 号	合併の方式について 合併の期日について 新市の名称について	2~3 3~4 4~6
【提案事項】	新市名称候補選定小委員会委員の選任	6
協議第14号	一般職の職員の身分の取扱いについて	6~9 9~11 11~13
	その他 副会長あいさつ 閉会	14 14 ~ 15 15

(会議経過)

(云磯紅迎)	
発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	皆さま、本日はご苦労さまでございます。開会の前に、いくつか連
(小梶隆司)	絡事項を申し上げたいと存じます。
	まず第1点目、本日の傍聴者の定員につきましては、60名です。
	第2点目、本日の日程は、お手元に次第がございますが、前回に提
	市の名称について、協議をお願いすることになっております。その後、
	第3回協議会でご協議いただきます新市の事務所の位置、特別職およ
	び一般職の身分の取扱いについての提案説明をさせていただく予定と
	なっております。どうかよろしくお願い申し上げます。
	第3点目、本日の出席者は32名でございます。当協議会規約第1
	0条の規定によります半数以上の出席を得ておりますので、ご報告申
	し上げます。
	その他、委員の皆さまからの発言の関係、携帯電話の関係等につき
	ましては、前回同様よろしくお願いいたしたいと思います。
	ただいまから第2回八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合
	併検討協議会を開催させていただきます。
	開会にあたりまして、協議会会長 中村功一八日市市長がごあいさ
	つ申し上げます。
会長	皆さん、こんにちは。大変ご多忙のところ、第2回協議会にご出席
(中村功一	│ │賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第 │
八日市市長)	であります。
	去る5月15日に、1市4町の住民の皆さん、議会、そして行政、
	│ │ それぞれの思いを共有する中で、この合併検討協議会を設置いたしま │ │ │
	│ │した。そして、今後の合併協議に向けた第一歩を踏み出すことができ │ │ │
	たわけであります。
	協議会といたしましては、第1回目というささやかな一歩ではあり
	ますけれども、1市4町の地域の将来にとりましては、大変大きな第
	│ │一歩であると認識いたしております。今後におきましては、しっかり │ │
	と地に足をつけながらも、時間も制約されておりますので、ピッチを
	上げながら、さらに一歩一歩前に進んでまいりたいと考えております。
	そのためには、住民の皆さん、議会の皆さん、そして行政の三者が一
	体となりまして、また国や県の支援を受けまして、より着実に、そし
	│ │ て強力に、合併実現に向けた取り組みを進めてまいることが大変重要 │ │ │
	ではなかろうかと考えております。
	そこで、この度、滋賀県知事から合併重点支援地域の指定を受けた
	いという思いの中で、滋賀県では7番目となりますけれども、現在お
	願いをいたしております。6月上旬には、合併重点支援地域の指定を

受けられると思っております。

また、蒲生町さんの参加の件でございますが、現在のところその結論が出せないという状況であり、私どもといたしましては、このまま現在の1市4町で取り組みを進めてまいりますので、どうぞよろしくご理解をいただきますようお願い申し上げます。

さて、本日は第2回目ということで、合併に関する基本的な事項についてご協議をお願いする予定をいたしております。今後の合併協議の基幹となる事項でございますから、どうか慎重なご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

ありがとうございました。

続きまして、前回ご欠席されました委員の方につきましては、今回が初めてとなりますので、それぞれ自己紹介をお願いいたしたいと存じます。

愛東町の川副委員、湖東町の植田委員、よろしくお願いいたします。

川副清厚委員 (愛東町)

初めまして、愛東町の川副清厚でございます。皆さん、どうぞよろ しくお願いいたします。

植田善夫委員 (湖東町)

皆さん、ご苦労さまでございます。湖東町の植田善夫と申します。 どうぞよろしくお願いします。

司会

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長は、 規約により中村会長にお願いいたします。

議長 (中村功一会長) それでは、規約によりまして、これからの議事につきまして運営させていただきます。どうぞ円滑に議事運営ができますように、よろしくお願い申し上げます。

まず、会議録署名委員の指名をさせていただきます。永源寺町の吉 澤委員および五個荘町の辻委員を会議録署名委員に指名させていただ きますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

協議事項に入らせていただきます。

今回から協定項目の本格的な協議に入っていきますが、その第1番目になります「協議第11号 合併の方式について」であります。どうぞよろしくご協議をお願いいたします。

あらかじめ前回提案説明をさせていただいておりますけれども、協 議に入ります前に、再度事務局から説明を申し上げます。

事務局長

(中嶋喜代志)

それでは、前回の資料の中から、協議第 11 号と書いております資料をご覧いただきたいと思います。前回もご説明申し上げておりますが、簡単にもう一度ご説明申し上げまして、協議をいただきたいと思います。

今回の合併につきましては、合併前の八日市市・永源寺町・五個荘町・ 愛東町及び湖東町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設 合併とする、という提案でございます。新設合併・編入合併の二通り の方式がございますが、対等の合併とされております新設合併を提案 させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明を申し上げました「協議第11号 合併の 方式について」であります。何かご意見、ご質問がありましたら、ど うぞご遠慮なくご発言いただきたいと思います。

当然のことのような協議事項でございますので、ご異議はないだろうと思いますが、特にご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようでございますので、お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、「協議第11号 合併の方式について」は原案どおり可決されました。

続きまして、「協議第12号 合併の期日について」を議題といたします。事務局から説明を申し上げます。

事務局長

「協議第12号 合併の期日について」ご説明申し上げます。この件につきましては、過日の協議会で、資料の中で一部削除すべきだというご意見をいただきました。その後関係機関等でご協議いただきました結果、修正内容をこれからご報告申し上げますので、修正いただきたいと思います。

資料1の"留意事項"の下から2行目「ただし、今後法改正により、特例の期限延長等の事態が生じた場合は、期日についても再考する必要がある」という文言を入れておりましたが、この件につきましては、合併の期日は、今後合併を進めるうえで基本となる事項でありますし、平成17年2月11日を目標にすべての協議や準備が進められるものでございますので、この合併の期日を考えるうえでは、現行法令等の中で検討すべきということでございます。「…たら」「…の場合は」という不確実な表現を入れましたので、これは避けるべきだと判断いた

しますので、先ほど申し上げました2行の削除をお願いいたしたいと 思います。資料につきましては、削除させていただきました資料1を 本日添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

合併の期日につきましては、当初の提案どおり平成17年(2005年) 2月11日を目標とする、という提案でご協議いただきたいと思いますので、削除の修正と併せましてご協議いただきたいと思います。よるしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局が説明いたしました中で、資料 1 の修正の報告がございました。前回の資料と差し替えをお願いしたいと思います。

それでは、合併の期日は平成17年2月11日を目標とする、という提案でありますが、これについてのご協議をお願いいたします。ご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。

前後の事情を考えますと、この日が最適ではなかろうかと思いまして提案いたしておりますけれども、特にご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようでございますので、「協議第12号 合併の期日について」 をお諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお 願いいたします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、「協議第12 号 合併の期日について」は原案どおり可決されました。

次に「協議第13号 新市の名称について」を議題といたします。

この議案につきましては、今後名称を決めるための考え方、あるいは決めていく方法等につきましても提案申し上げておりますが、本日お決めいただきました方針で今後取り組みを進め、新市の名称は10月ないし11月にかけましてご協議いただくことになると予定しております。

提案内容につきまして、事務局から説明いたします。

事務局長

「協議第13号 新市の名称について」ご説明を申し上げます。新市の名称につきまして、次のとおり提案いたしております。

新市の名称を決定する方針は、次のとおりとする。

- 1.既存の名称を使わず、新市にふさわしい新たな名称を検討する。
- 2. 住民が参加できるように、名称の公募を行う。
- 3.協議会規約第12条に基づく小委員会を設置し、募集要項・選 定方針等を定めたうえ、候補となる名称の選定等を行う。

4

この3点が提案事項でございます。

資料といたしましては、先進地事例からの留意事項として、合併後の住民の一体感を醸成しやすく、新市への愛着を持ってもらいやすくするため、住民からの公募を行っているところが多数となっていること、それから、既存の名称は使わないこと等を留意事項といたしました。最後のページに付けておりますが、新市の名称候補選定小委員会を設置いただきまして、10名の委員さんで、この基本方針に基づきまして募集要領・選定方針等をお決めいただき、公募した上で名称の候補を選んでいただきまして、この協議会で、先ほど会長が申しました時期にご選定をいただくという提案でございます。設置要領も含めまして、新市の名称を決定する方針につきまして、ご協議をよろしくお願い申し上げます。

議長

ただいま事務局から説明申し上げました。ご意見、ご質問がござい ましたらお願いします。

田中敏彦委員 (八日市市) 事務局長 この小委員会の権限はどの程度あるのですか。

小委員会設置要領の第2に、検討していただく事項が掲げられております。新市の名称の選定基準を決めていただきます。それから募集要領等をお決めいただきます。そして公募する段階で一旦協議会にご報告いただいて、公募のチラシ等をご検討いただくことになろうかと思います。そのあと公募いたしまして、何点かの候補を選定していただく、その選定していただいた候補を協議会にご報告いただいて、最終はこの協議会の全員の委員さま方で新市名をご決定いただくということになりますので、候補の選定までが小委員会の所管の事項になると考えております。

田中敏彦委員 (八日市市)

あくまで、小委員会というのはそういうことを決めていただいて、 決議はこの協議会で行うということですか。

事務局長

最終決定は、この協議会の全員の委員さま方でご決定いただくということになります。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長

ほかにご意見はないようでありますので、お諮りいたします。「協議第13号 新市の名称について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、「協議第13 号 新市の名称について」は原案どおり可決いたしました。

なお、ただいまご決定いただきましたとおりでありますけれども、 この小委員会の委員の選任に関しまして、事務局から説明を申し上げ ます。

事務局長

ただいまご決定いただきました設置要領の中で、各市町2名ずつ、10名の委員さんをご推薦いただきたいと思いますので、ここで休憩をとっていただきまして、ご相談の上、各市町ごとに担当者を通じて事務局までご報告いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

それでは、小委員会の委員の選任に関しまして、暫時休憩いたしま す。

(休憩 14時20分~14時35分)

議長

会議を再開いたします。

先ほどお願いいたしました新市名称候補選定小委員会の委員について、事務局から報告願います。

司会

先ほど各市町からご報告いただきました委員さんの名簿をまとめま して、配付させていただいております。

八日市市 武久委員、山田委員。永源寺町 高橋委員、市田委員。 五個荘町 西村委員、平居委員。愛東町 密谷委員、清水委員。湖東 町 植田委員、廣田委員。以上10名の方でございます。

議長

ただいま報告がありました委員の方々を小委員会の委員として指名 させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異義なしの発言をいただきました。ありがとうございました。

委員をお願いいたします方々には、大変ご多忙のこととは思います けれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、提案事項に入らせていただきます。「協議第14号 新市の事 務所の位置について」を事務局から説明いたします。

事務局長

それでは、本日の提案事項でございます「協議第14号 新市の事務所の位置について」ご説明申し上げます。新市の事務所の位置について、次のとおり提案させていただきます。

1.新市の事務所は、新設せず、地方自治法第4条の規定に基づき定めている合併前の各市町のいずれかの事務所を使用することとし、協議の上これを選定する。

後ほどご説明させていただきます資料等を参考にしていただきまして、次回以降の協議会でご意見をいただき、新市の事務所の位置をご 決定いただきたいと思います。

- 2.新市の事務所とならなかった合併前の各市町の事務所については、支所とする。
- 3.地方自治法第155条の規定に基づき定めている現永源寺町役場政所支所については、出張所とする。

以上3点が提案でございます。

資料 1 をご覧いただきたいと思います。事務所の位置を決定する考え方といたしまして、 2 点あげております。

1点目は、財政面から、新市の事務所は新設せず既存の建物を利用することとし、増築を最小限とするため既存床面積が広く、敷地面積も相当量あることが望ましいという点をお考えいただきたいと思います。

2点目は、事務所は、住民の利便性を最優先とし、距離、交通面、 国や県等の関係行政機関を含めた利便性について、住民の立場で総合 的にお考えいただきたいと思います。

選定していただきます具体的な方針といたしましては、5点あげております。

新市の事務所(本庁舎)は、現有庁舎を最大限に活用することとし、 組織機構を勘案する中で、増築等庁舎整備を行うものとする。但し、 本庁舎が整備されるまでの間、住民サービスや行政運営に支障をきた さないように庁舎の確保に努める。

支所については、現有庁舎を活用し、住民の利便性を考慮した区域の設定を行い、住民の便宜を図るための事務が執行できる組織機構とする。例えば、住民、戸籍、環境、税、福祉、道路河川維持管理、農林等の窓口業務が執行できるような支所を考えております。

出張所については、現有庁舎を活用して、住民の便宜を図るため、 窓口業務が執行できる組織機構とする。例えば、住民、戸籍、税等の 窓口業務を行えるような出張所を考えております。

各事務所間を結ぶコンピューターネットワーク等必要な機能整備 を行い、住民サービスや行政運営に支障をきたさないように努める。

以上の方針に基づき調整の内容を定め、本庁、支所、出張所の具体的な組織機構の内容については、協定項目15番の組織機構に関する事項の中で、改めてご協議をいただきたいと考えております。

資料 2 は、事務所の位置に関する法令が 2 点ございます。先ほど説明申し上げましたように、地方自治法第 4 条で市役所の位置についての定めがございます。それから、地方自治法第 1 5 5 条に支所・出張所の根拠規定がございます。それから、一番下に、行政実例として支所と出張所についての記載がございますので、ご参考にしていただきたいと思います。

資料3は、現在の各市町庁舎の状況等を表にしたものでございます。 上の方は人口・世帯数・行政区域等でございますが、地理的な条件といたしまして、主要アクセス道、庁舎が建っている地区・区域設定が指定されている場合の設定状況、住所の地番等、次に建物や敷地の状況をあげております。竣工時期等、施設規模、延床面積、建築面積、敷地面積、駐車場(駐車可能台数)を表にしておりますので、これもご参考にしていただきたいと思います。

資料 4 は、各市町の周辺にございます国・県等の関係行政機関の状況でございますので、これもご参考にしていただきたいと思います。

資料 5 は、滋賀県内の3地域の合併協議会の、新市の事務所等の位置を決める段階での状況をあげておりますので、先進地事例としてご参考にしていただきたいと思います。

地図は、まず現在の庁舎の位置関係、少し小さいのですが庁舎の外観、各々庁舎・役場間、役場・役場間の距離、車で通常に走行した場合にかかる時間数(分)を下段に掲げております。それぞれの資料を参考にしていただきまして、新市の事務所の位置をご決定いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。次回ご審議いただくための議案を、あらかじめ説明申し上げたわけであります。中身の審議につきましては、次回にお願いいたします。この議案につきまして、ご質問やご意見等がございましたら、お伺いいたします。

飯尾委員 (永源寺町) 仮に市役所として現八日市市役所を使うとすると、何名ぐらい入れるのですか。全部の職員が一箇所に集まるのは不可能だと私も考えておりますが、ここに書いてありますように窓口業務を残しておくということになれば、どちらにしても建て増しをしなければならないと思うのですけれども、合併時点で何名ぐらい収容できる予定をされているのですか。

議長

ただいまのご質問は、中身の検討にも関係してくるわけですので、 各市役所・町役場のそれぞれの収容可能な人数の一覧表をつくりまして、次回に配付させていただきますが、それでよろしいですか。

飯尾委員

(永源寺町)

議長

結構です。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長

ほかにないようでしたら、次の提案事項に移らせていただきます。 「議案第15号 一般職の職員の身分の取扱いについて」を事務局から説明いたします。

事務局長

「協議第15号 一般職の職員の身分の取扱いについて」ご説明申し上げます。一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり4点提案させていただきます。

- 1.一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- 2.職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3. 職名及び職階については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。
- 4.職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。以上の4点を提案させていただきます。

資料 1 は、1番目に申し上げました市町村の合併の特例に関する法律第9条を、そのままあげております。この9条で、法人格が消滅いたしますと、そこに在籍する一般職の職員の身分は消滅するわけでございますが、特例法の第9条で、そのまま引き継ぐという特例が設けられておりますので、その条項を記載させていただいております。

資料 2 は、1市4町の現在の職員数を、人口・面積等とともにあげております。左側に議会事務局、市町村事務部局、教育委員会事務部局というふうに分かれて現在定数が決まっておりまして、そこに職員を配置しておりますので、その数をあげております。

八日市市を例にとりまして申し上げますと、計は425名でございますが、その下にもう一つ計がございます。これは医療機関及び消防職員を除いた職員の数でございます。八日市市の場合は、医療機関はございませんし、消防職員は常備消防を一部事務組合で行っていただいておりますので、そのままの数字があがっておりますが、永源寺の欄を見ていただきますと、4名が医療機関等に在籍されているので、110名でございます。

消防と医療機関を除きますと、現在1市4町で849名の職員がおります。その年齢構成をその下の欄にあげております。

先ほど消防職員と医療職員を除きましたのは、右の欄に人口・面積 が近い類似自治体の県内・県外の市の状況をあげておりますので、そ の中に病院を持っておられるところや、常備消防を直接市でやっておられるところがございますので、比較していただくために除いてあげております。一番下の欄を比較していただきますと、現在はこのような状況でございます。

資料3は、現在の職員の職務の分類の現状を表にいたしております。 行政職、教育職、医療職、技能労務職と書いておりますが、これは 給料表の呼び名でございまして、一般的な事務をする職員が行政職、 幼稚園の先生、学校から来ていただいて教育委員会でお仕事していた だいている先生方が教育職、診療所等で働いておられる方が医療職、 学校・施設等の運転手・労務員が技能労務職ということです。

行政職で申し上げますと、八日市市は1級から9級までの適用をいたしております。永源寺町ほか各町におきましては、1級から8級までを適用されておられます。それぞれの1級から9級までにどういう職名の職員がいるかという状況を表しております。

教育職につきましては、永源寺町と愛東町が幼稚園に全部適用されております。八日市市と五個荘町・湖東町は、幼稚園の職員につきましては行政職の職員の給料表を適用しております。八日市市は、学校から派遣されている先生について教育職を適用しているという表でございます。

医療職は、医師、看護師、保健師が適用されますが、永源寺町と愛東町と湖東町には診療所等がございますので、医療職につきましては1級から4級を使われております。医療職の表が1表から3表までございますので、1表で医師、3表で看護師・保健師・理学療法士・作業療法士の方を適用されておられます。八日市市と五個荘町はそういう施設がございませんので、保健師につきましては行政職を適用いたしております。

技能労務職につきましては、八日市市は1級から3級までの表を使っておりますが、永源寺町ほか各町におかれましては、表は1級のみでございまして、その中で号級で分けておられます。そういう形の職務の分類がされております。

資料 4 は、現在までに合併されました先進事例の4市の状況の取扱いの形を記載いたしております。先ほど提案申し上げました状況と少し変わりますが、内容につきましてはほとんど同一と考えております。以上でございます。よろしくお願いします。

議長

ただいま協議第15号の中身について説明申し上げました。何かご 質問がございましたら、お願いします。

田中敏彦委員 (八日市市)

勉強不足で申し訳ないのですが、各市町の職員さんの数は、パーセンテージで見るとばらばらですが、これは決まってはないのですか。 各市町独自の判断で決められるわけですか。

事務局長

この職員につきましては、各自治体でそれぞれ施設等も異なりますし、処理している部分も少しずつ異なります。それに合わせて定数条例という条例で定数が決まりまして、その範囲内で職員を配置しているということで、これは実人員でございます。

田中敏彦委員 (八日市市)

ありがとうございます。もう1点、資料4の給与についての件ですが、例えば兵庫県篠山市については、「現職員については現給を保証する」という項目がありますし、熊本県のあさぎり市では、「調整し統一を図る」とありますけれども、そのことは協議会で決めることができるわけですか。

事務局長

「現給を保証する」とわざわざ書いているところもございますし、それは給料表で額が定められていまして、そこに張り付けをしておりますので、合併をした時点ではその給料になると考えておりますので、この提案の中にはわざわざ表現はいたしておりません。

ここで決められるかと言いますと、それは一人ずつの給料でござい ますので、ここで決められるということにはならないかと思います。

田中敏彦委員 (八日市市)

現給を保証するということになれば、各1市4町でそれぞれ給与体系が違いますね。各1市4町でそれぞれ同じ額を保証されるのか。「現給を保証する」という書き方ですと、1市4町が合併して1市になった場合は、当然同じ基準にしなければならないと思うのですけれども、その場合やはリー番高い水準に合わせていかなければならないということになるわけですね。

事務局長

各先進地でもそうでございますが、現給を保証するということは、 高いところに合わせるのではなくて、その方が合併の時点でいただい ておられる給料を保証するという意味だと思います。

議長

一つのものに統一しようといたしますと、実際に調整は数年かかる のではないのでしょうか。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長

ほかにないようでございましたら、次の提案事項の説明に移らせていただきます。「協議第16号 特別職の身分の取扱いについて」を事務局から説明いたします。

事務局長

「協議第16号 特別職の身分の取扱いについて」ご説明を申し上げます。大きく2点、それから2点目は3項目に分類して提案申し上げ

ます。

- 1.合併関係市町の特別職については、法令に基づき、合併の日の前日に全員失職する。
- 2. 新市における特別職については、下記のとおり取り扱う。
- (1)常勤特別職については、新市において新たに選任する。
- (2)行政委員会の特別職については、法令等の定めるところに従い調整する。
- (3)審議会・委員会等の付属機関及びその他の特別職については、現に合併関係市町に設置され、新市においても引き続き設置する必要のあるものは、現行の制度をもとに統合・調整し、新市において新たに選任する。以上の提案をさせていただきます。

資料1は、特別職の現在の状況でございます。常勤の特別職(市町長、助役、収入役)につきましては、現在の任期をあげております。

非常勤の特別職のうち 議会議員につきましては、協定項目5番で 別協議をお願いしたいと思いますので、ここには任期のみをあげさせ ていただきました。

地方自治法第180条の5で設置しなければならない委員会(行政委員会)は、教育委員会(教育長を含み各市町5名)、選挙管理委員会(各市町4名)、公平委員会(各市町3名)、監査委員(各市町2名)、固定資産評価審査委員会(八日市市9名、永源寺町ほか各町3名)、農業委員会でございますが、農業委員会につきましては、議会議員と同じように協定項目が別項目で6番目にあがっておりますので、別の項目で協議をいただきますようお願いいたします。

審議会・委員会等の附属機関及びその他の特別職がおられます。

資料 2 は、特別職の職員の身分の取扱いに関する法令といたしまして、地方自治法と地方公務員法という法令を列記させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、行政委員会の委員会のうち合併直後の取扱いに特例が設けられている委員会がございますので、その状況をご覧いただきたいと思います。

合併直後の取扱いを一番右の欄にあげております。

教育委員会は、委員数は教育長を含めて5名でございます。通常の場合、議会の同意を得て長が任命するわけでございますが、合併直後の取扱いにつきましては、市長が選挙で決まるまでの間、市長職務執行者が市長の職務を執行されるわけですが、その職務執行者が合併関係市町の教育委員の中から臨時の委員を選任することになっております。これは地方教育行政に関する法律の第18条第1項で定められております。この臨時の委員さん方につきましては、市長が選挙で決まりまして初めての議会で教育委員が選任されるまでの間、教育委員会の執行をしていただく委員ということなります。

次に選挙管理委員会ですが、4名の委員で構成されております。各

議会で選挙されるわけでございますが、合併直後の取扱いにつきましては、合併関係市町の委員の互選によりまして定めた方が委員の職を務めていただくことになります。この選挙管理委員会が最初の選挙を執行するということが、地方自治法施行令第4条で定められております。

公平委員会と監査委員につきましては、新市長が就任してからの初議会において同意を得るまでの間、設置ができない、特例の扱いが定められておらないという状況でございます。

農業委員会委員につきましては、先ほど申し上げましたように、協 定項目ができてありますので、その協定項目でご協議いただきたいと 思います。

最後に固定資産評価審査委員会は、委員3名以上で委員会が構成されております。委員は、議会の同意を得て長が選任することになっておりますが、合併直後の取扱いにつきましては、二段構えになっておりまして、まず市長職務執行者が合併関係市町の委員の中から選任します。そして市長が選挙で決まりますと、その就任された直後に、同一の方となると思いますが、合併関係市町の委員の中からもう一度選任していただくということで、最終的には、初めての議会で新たな委員が選任されることになります。これは地方税法424条第8項で決められております。

以上のような合併直後の取扱いが定められております行政委員会に つきましては、この法令の規定に基づきまして選任をいただくことに なります。

資料 4 は、審議会・委員会等の附属機関の委員さん方の状況を列記しております。現在設置されている委員会、条例上規定がされている委員会を、各市町ごとに 印で列記しております。 3 ページにわたってたくさんごさいますので、こういう特別職の方々の身分の取扱いにつきましては、先ほど提案させていただきましたように取扱いをさせていただくという提案でございます。以上でございます。

議長

協議第16号につきまして、事務局から説明いたしました。何かご 質問がございましたらお願いします。

おわかりにくい点もあろうかと思いますが、次回にまた十分なご審議をいただきたいと思っております。

(なしの声あり)

議長

ないようでございましたら、以上をもちまして、本日予定いたしました議事をすべて終了いたします。長時間にわたりまして慎重にご審議いただきまして、誠にありがとうございます。これをもって議事を終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会

どうもありがとうございました。

3点ご連絡申し上げます。第1点目は、先ほど名称の小委員会委員を10名選んでいただきました。次回の協議会までに選定方針、基準、公募の要領、パンフレット等をご協議いただきたいということで、誠に申し訳ございませんけれども、協議会が終わりましたら和室で日程調整させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2点目は、次回第3回協議会は、6月26日(木)午後2時から、永源寺町の地域産業振興会館で開催させていただきます。主な内容は、先ほど提案されました3件につきましてご協議をお願いするということと、新たな提案といたしまして、議会議員の定数・任期の関係、農業委員会委員の定数・任期の関係、その他含めまして5件程度提案説明をさせていただく予定をいたしております。どうかよろしくお願いいたします。

3点目は、次回の傍聴の人数は、会場の規模等の関係もございまして、40名で予定いたしております。よろしくお願いいたします。

それでは、閉会にあたりまして、副会長 久田永源寺町長がごあい さつ申し上げます。よろしくお願いします。

副会長 (久田元一郎 永源寺町長)

それでは、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

今日は第2回合併検討協議会ということで、当永源寺町の会場で開催いたしましたところ、委員の皆さま方にはご多忙のところご出席いただき、また、提案いたしました協議事項につきましてもご可決いただき、誠にありがとうございます。

第3回合併検討協議会におきましても、先ほど説明がございました それぞれの議案につきまして、6月26日までの間に皆さん方でご検 討いただき、協議会の場におきましてご可決賜りますようにお願い申 し上げます。

本日の会場は、合併に関しましては二度三度使っているわけでございますけれども、もう1年も2年も経ったような感じがいたします。 広い会場一杯であった、先の枠組みの中でも開催いたしましたが、私たちも、またそれぞれの市や町の人たちも色々経験した中で、このたびの協議会を結成いただき、協議いただいておりますので、その経験いたしました貴重な体験を活かしまして、これからの合併に向けましての協議がスムーズに進行いたしますようにお願いするところでございます。

6月にはそれぞれの市町で議会が開催されまして、議会で法定協議会の承認を得るというところで現在進んでいるわけでございます。どうぞ次回の協議会におきましては、その成果が表れまして、新しい出発の報告が出来ますように、各委員の皆さまのご協力のほどをよろしくお願いいたしまして、本日の協議会を終了するにあたりましての御礼のごあいさつといたします。これからもどうぞよろしくお願いいた

	します。
司会	これをもちまして、第2回協議会を終了させていただきます。 (閉会)